

多摩市告示第三百三十二号

市道路線の区域変更に関する告示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規程に基づき、次の市道路線の区域を変更する。その関係図面は令和六年六月五日から二週間、多摩市役所都市整備部道路交通課において一般の縦覧に供する。

令和 六 年 六 月 五 日

多摩市長 阿部 裕行

一 区域変更路線

一	整理番号	路 線 名	区域変更区間	区域変更区間に関する			備考
				旧	新	幅員（m） 延長（m）	
	六―一〇〇二号線		中沢一丁目二〇―三 地先 中沢一丁目二〇―四 地先	一・二三〃二・一一	一・一六〃一・一六	五・二〇	区域変更

二 区域変更期日 令和 六 年 六 月 五 日